環境基本法 (抄)

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

- 2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査 審議すること。
 - 三 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号)、農用地の土壌の汚染防止 等に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法 (昭 和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十 八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百 十号)、公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一号)、 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第 七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成十一年法律第百五号)、 循環型社会形成推進基本法 (平成十二年法律第百十号)、食品循環資源の再 生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)、使用済自動車 の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号)、特定外来生物に よる生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号)、 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)、生物多 様性基本法 (平成二十年法律第五十八号)及び愛がん動物用飼料の安全性 の確保に関する法律 (平成二十年法律第八十三号)によりその権限に属さ せられた事項を処理すること。
- 3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その 他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

中央環境審議会令

(所掌事務)

- 第一条 中央環境審議会(以下「審議会」という。)は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第四十一条、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三十三条第三項及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を 置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く ことができる。

(委員等の任命)

- 第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、環境大臣 が任命する。

(会長)

- 第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代 理する。

(委員の任期等)

- 第五条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したと きは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とす ることができる。

(議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

- 第八条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち次に掲げるものについて、委員及び臨時委 員を補佐する。
 - ー 環境基本法第四十一条第二項第一号 に掲げる事務
 - 二 環境基本法第四十一条第二項第二号 に掲げる事務のうち環境の保全に関する基本的事項に係るもの
- 4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

(雑則)

第十条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 中央公害対策審議会令(昭和四十二年政令第三百五十号)は、廃止する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(中央環境審議会の委員の任期に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日の前日において従前の環境庁の中央環境審議会の 委員である者の任期は、第二十三条の規定による改正後の中央環境審議会令第五 条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附則 (平成一三年三月二二日政令第五六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようと するときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある 臨時委員に通知するものとする。

(会長)

- 第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。
- 2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

- 第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。
 - 一 総合政策部会
 - 二 循環型社会部会
 - 三 環境保健部会
 - 四 地球環境部会
 - 五 大気・騒音振動部会
 - 六 水環境部会
 - 七 土壌農薬部会
 - 八 自然環境部会
 - 九 動物愛護部会
- 2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査 審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

- 第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。
- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告する ものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについ ては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

- <u>第八条</u> <u>部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことが</u> できる。
- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の 決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の 規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」と あるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査する ため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を 記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

- 第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要 な事項は、会長が定める。
- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則(平成十三年一月十五日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則 (平成十八年三月十三日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則(平成二十四年十一月十九日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされたものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石 綿健康判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若 しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は 循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社 会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保健部会 に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委 員会又は専門委員会とみなす。
- 3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員(既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。)にあっては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の 小委員会若しくは専門委員会、石綿健康判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会 の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄 物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に 属する専門委員にあっては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿 健康判定部会の小委員会に属する専門委員にあっては環境保健部会の小委員 会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあっては水環境部会の専 門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成二十五年二月十四日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは自然環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあっては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。
- 3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号) 第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員 にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあっては 自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の小委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあっては大気環境・騒音振動部会の小委員会又は専門委員会に、野生生物部会の小委員会に属する専門委員にあっては自然環境部会の小委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

部 会 名	所掌事務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。
	二 環境の保全に係る重要な事項に関すること(他の部会
	の所掌に属するものを除く)。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関
	すること。
	二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会
	形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項
	に関すること。
	二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境
	保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。
部会	二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。
	三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。
	四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。
	五 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。
	二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。
	三 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。
	二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関する
	こと。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。
	二 自然公園に係る重要な事項に関すること。
	三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関するこ
	と。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。

中央環境審議会環境保健部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について

平成13年2月9日環境保健部会長決定

_	以况
事 項	
1 会議の公開	
及び出席者に	
ついて	
(1)会議の公開に	① 小委員会及び専門委員会は、公開することにより公正か
ついて	つ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は
	特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれが
	ある場合には非公開とし、それ以外の場合には公開するも
	のとする。
	② 前項の公開又は非公開の取扱いは、当該小委員長又は専
	門委員長が決めるものとする。
	③ 小委員長及び専門委員長は、会議の公開に当たり、会議
	の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制
	限その他必要な制限を課することができる。
(2)代理出席につ	代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員
いて	(以下「委員等」という。)については、事務局からの資料送
	付等により、会議の状況を伝えるものとする。
2 会議録等に	
ついて	
(1)会議録の内容	① 小委員会及び専門委員会の会議録は、発言内容を精確に
について	記載するものとする。
	② 小委員会及び専門委員会の会議録の調製に当たっては、
	当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
(2)会議録の配布	小委員会及び専門委員会の会議録は、当該小委員会又は専門
について	委員会に属する委員等に配布するものとする。
(3)会議録及び議	① 公開した小委員会及び専門委員会の会議録は、公開する
事要旨の公開	ものとする。
について	② 小委員会及び専門委員会の会議の議事要旨は、公開する
	ものとする。
	③ 公開した小委員会及び専門委員会の会議録及び議事要旨
	の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓
	口への備え付けにより行うものとする。

3	その他	上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営
		に関し必要な事項は、小委員長又は専門委員長が定めること
		ができるものとする。